

令和6年2月29日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和6年2月27日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例 新旧対照表	1
2 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例 新旧対照表	2
3 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】	7
4 職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表	8
5 職員の定年等に関する条例 新旧対照表	9

2 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地支援事業 <u>別表の左欄に掲げる</u> _____ 事業のうち、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。</p> <p>（削除）</p>	<p>第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地支援事業 <u>次のいずれかに該当する</u> 事業のうち、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。</p> <p><u>ア 次のいずれかに該当する事業のうち、</u> <u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E一製造業、大分類F一電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G一情報通信業、大分類I一卸売業、小売業、大分類L一学术研究、専門・技術サービス業、大分類M一宿泊業、飲食サービス業又は大分類N一生活関連サービス業、娯楽業に属するもの</u> <u>(イ) 食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業</u> <u>(ロ) ロボットに関する事業</u> <u>(ハ) 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）の利用に関する事業</u> <u>(ニ) 水素エネルギーに関する事業</u> <u>(ホ) 観光に関する事業</u> <u>(ヘ) 技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業</u> <u>(ニ) 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事業</u> <u>(ク) 情報通信又は電子工学に関する事業</u> <u>(ケ) 輸送用機械器具に関する事業</u> <u>(コ) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報</u></p>

改正	現行		
<p>(削除)</p> <p>(2) <u>対象不動産 企業立地支援事業を行う者が取得した不動産で、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものをいう。</u></p> <p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第3条 企業立地支援事業を行う者（令和6年4月1日から令和10年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る前条第1号の規定による認定の申請をした者に限る。）が、<u>別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、神奈川県県税条例第23条及び同条例附則第28項の規定にかかわらず、同条又は同項に定める率に2分の1を乗じて得た率とし、同条例附則第29項の規定は適用しない。</u></p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="199 1529 767 2029"> <tr> <td data-bbox="199 1529 496 2029"> <p>1 <u>次のいずれかに該当する事業のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、</u></p> </td> <td data-bbox="499 1529 767 2029"> <p><u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（4の項に定めるものを除く。）で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</u></p> </td> </tr> </table>	<p>1 <u>次のいずれかに該当する事業のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、</u></p>	<p><u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（4の項に定めるものを除く。）で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</u></p>	<p><u>告されたものに限る。）であるものに 限る。）の感染の防止に資する製品に 関する事業</u></p> <p>イ <u>横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、南足柄市、三浦郡、足柄上郡又は足柄下郡の区域において行われる事業（アに掲げるものを除く。）のうち、日本標準産業分類に定める中分類09—食料品製造業又は中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ、飼料又は有機質肥料製造業に係るものを除く。）に属するもの</u></p> <p>(2) <u>対象不動産 企業立地支援事業を行う者が取得した家屋で当該企業立地支援事業に関する事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地をいう。</u></p> <p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第3条 企業立地支援事業を行う者（令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る前条第1号の規定による認定の申請をした者に限る。）が、<u>_____対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、神奈川県県税条例第23条及び同条例附則第28項の規定にかかわらず、同条又は同項に定める率に2分の1を乗じて得た率とし、同条例附則第29項の規定は適用しない。</u></p> <p>(新規)</p>
<p>1 <u>次のいずれかに該当する事業のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、</u></p>	<p><u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（4の項に定めるものを除く。）で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</u></p>		

改 正	現 行
<p>大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属するもの</p> <p>(1) <u>食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業</u></p> <p>(2) <u>ロボットに関する事業</u></p> <p>(3) <u>2050年までの脱炭素社会の実現（令和32年までに、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。）に資するものに関する事業</u></p> <p>(4) <u>観光に関する事業</u></p> <p>(5) <u>技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業</u></p> <p>(6) <u>高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事</u></p>	

改 正		現 行
業 (7) <u>情報通信又は電子工学に関する事業</u> 業 (8) <u>輸送用機械器具に関する事業</u>		
2 <u>横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、南足柄市、三浦郡、足柄上郡又は足柄下郡の区域において行われる事業（前項に掲げるものを除く。）のうち、日本標準産業分類に定める中分類09—食料品製造業、中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ、飼料又は有機質肥料製造業に係るものを除く。）、中分類25—はん用機械器具製造業、中分類26—生産用機械器具製造業又は中分類27—業務用機械器具製造業に属するもの</u>	<u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（4の項に定めるものを除く。）で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</u>	
3 <u>日本標準産業分類に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属する事業（前2項に掲げ</u>	<u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（次項に定めるものを除く。）で研究所の用に供するもの</u>	

改 正		現 行
<p>るものを除く。)</p> <p>4 <u>日本標準産業分類に定める中分類09—食料品製造業、中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業、中分類17—石油製品・石炭製品製造業、中分類25—はん用機械器具製造業、中分類26—生産用機械器具製造業、中分類27—業務用機械器具製造業又は中分類31—輸送用機械器具製造業に属する事業</u></p>	<p><u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（地方税法第73条の2第3項の規定により家屋の取得とみなされる家屋の改築であって、大規模な設備投資を伴うものにより、家屋の一部を取得した場合に限る。）</u></p>	

3 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表
 〈本則関係〉

改 正	現 行
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1・2 （略）	1・2 （略）
3 <u>文化スポーツ観光局関係</u>	3 <u>国際文化観光局関係</u>
（略）	（略）
4～11 （略）	4～11 （略）

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第85号）新旧対照表
 〈附則第5項関係〉

改 正	現 行
附 則	附 則
1・2 （略）	1・2 （略）
3 <u>別表の3 文化スポーツ観光局関係の表4の項</u> の規定は、令和5年3月27日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）の規定による改正後の旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。	3 <u>改正後の別表の3 国際文化観光局関係の表4</u> の項の規定は、令和5年3月27日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）の規定による改正後の旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。
4～7 （略）	4～7 （略）

4 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）新旧対照表

〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第45条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 職員(月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。)</u>が、著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</p> <p><u>(6)・(7) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第5号に掲げる業務に従事して災害応急作業等手当が支給される日には、当該災害応急作業等手当以外の日額の特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる日額の特殊勤務手当の額が、当該災害応急作業等手当の額を超えるときは、当該災害応急作業等手当は支給せず、当該日額の特殊勤務手当を支給する。</u></p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第45条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)・(6) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第45条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 職員_____が、著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第45条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 職員(月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。)</p> <p>が、著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第5号に掲げる業務に従事して災害応急作業等手当が支給される日には、当該災害応急作業等手当以外の日額の特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる日額の特殊勤務手当の額が、当該災害応急作業等手当の額を超えるときは、当該災害応急作業等手当は支給せず、当該日額の特殊勤務手当を支給する。</u></p>

5 職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）新旧対照表

改正	現行
<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 地方公務員法（以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、診療所、保健福祉事務所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職並びに人事管理上の必要性に鑑み職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職を除く。）とする。</p> <p>(1) 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）第2条第2項の管理職手当の支給を受ける企業職員の職及び職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第7条の2第1項又は学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第7条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける者の職</p> <p>(2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官の占める職（前号に該当する職を除く。）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職</p>	<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 地方公務員法（以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、診療所、保健福祉事務所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職_____を</p> <p>_____を除く。）とする。</p> <p>(1) 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）第2条第2項の管理職手当の支給を受ける企業職員の職及び職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第7条の2第1項又は学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第7条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける者の職</p> <p>(2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官の占める職（前号に該当する職を除く。）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職</p>